

浅井分庁舎機械警備委託業務仕様書

この仕様書は、長浜市（以下「市」という。）が所有する庁舎の管理運営及び財産の保護を円滑に行うことを目的として、受注者が設置する機械警備システム及び警備業務の仕様を示すものである。

1. 目 的

浅井分庁舎の警備体制を強化し、建物内における火災、侵入及び盗難等不法行為の防止とこれらの早期発見を目的とする。

2. 業務概要等

委託業務番号	令和7年度 長北管第 000002 号
委託業務名称	浅井分庁舎機械警備委託業務
委託業務場所	滋賀県長浜市内保町

3. 警備対象施設

- (1) 所 在 地 滋賀県長浜市内保町 2 4 9 0 番地 1
- (2) 施設名称 長浜市役所浅井分庁舎
- (3) 敷地面積 8, 3 4 3. 0 0 m²
- (4) 延床面積 4, 0 2 1. 2 9 m²

4. 契約期間及び警備時間

業務の契約期間及び警備時間は、次のとおりとする。

(1) 契約期間

令和7年6月1日から令和13年5月31日まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

長期継続契約

この入札は「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年長浜市条例第248号）」に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は72ヵ月とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算が削減される場合がある。この場合は契約を変更又は解除することになる。

なお、契約期間中に、受注者の責めに帰すべき事由により、機械警備システムが稼働できないときは、受注者の負担により現場に警備員を必要数常駐させるなど、機械警備システムと同等以上の機能、効果を有する方法で警備を実施し、財産の保全に努めること。

(2) 警備時間

警備システム作動開始の信号を受けたときに始まり、警備システム作動解除の信号を受けるまでの時間とする。

(3) 基準時間

開庁日（平日）は、午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

5. 警備任務

- (1) 火災、侵入及び盗難等不法行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡
- (3) 警備報告書、事故報告書の提出

6. 警備実施要領

1 階東通用口に受信装置、また、施設内各部屋に警報センサーを新たに設置し、一般電話回線により、受注者の本社又は通信指令本部と接続する自動通報方式による機械警備とする。（遠方通報監視システム）ただし、電話回線の使用料は発注者の負担とする。

(1) 警備システムの機能は、次のとおりとする。

- ①建物内へ不法侵入する者を早期に発見する機能を有すること。（侵入者警備エリアのみ）
- ②火災の発生を探知する機能を有すること。（建物全体）
- ③将来、警備グループの変更に対応できるよう、別紙 1 に示す『警備エリア』ごとに回路を分けてセンサーを設置すること。
- ④ 1 階東通用口において、別紙 1 に示す『グループ』ごとに警備の開始、解除が行えるよう操作盤を設置すること。なお、操作盤は暗証番号入力によるオン・オフ操作とする。
- ⑤受注者の本社又は通信指令本部と接続する如何に問わず、操作盤付近に異常発報を確認できるブザー等を設置すること。
- ⑥受注者の本社又は通信指令本部との接続は、それぞれの侵入者警備エリアで最終退庁者が警備システム作動の認証を行ったとき（警備開始となるとき）に自動的に行われるものとする。遮断操作についても同様に最初の登庁者の操作によるものとする。

(2) 警備エリア一覧及び施設の概要

別紙「浅井分庁舎機械警備エリア図」のとおり

(3) 異常事態発生時の対応

受注者は、この契約の遂行にあたって設置した端末機器により、異常事態発生が信号が発せられた場合には、直ちに警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、侵入及び盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に定める連絡者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

(4) 受注者の警備担当者が出動した場合の料金は、契約金額（月額）に含むものとし、出動毎の支払

いは行わない。

7. 機器の維持管理等

設置した警備システムの保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

- (1) 施設内に設置した警備システムは、受注者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能を発揮するよう維持管理すること。
- (2) 契約期間中、警備システムの誤作動によって生じた損害は、受注者の負担とする。
- (3) 施設内に設置した警備システムについて、受注者は、期間が満了したときは速やかに警備システムを撤去し、原状に復すること（契約解除による場合も同じ）。
ただし、現状のままとすることについて発注者の承諾があったときはこの限りではない。
- (4) 警備システムの設置（新設）、撤去等を契約に含むこと。
なお、現状のままとすることについて市の承諾があったときはこの限りではない。

8. 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 市は、警備業務の遂行上必要となる施設の鍵を受注者に貸与することができる。
- (2) 受注者は、貸与された施設の鍵を複製してはならない。
- (3) 受注者は、契約を満了又は解除したときは直ちに貸与された施設の鍵を返還しなければならない。

9. 警備報告書等の提出

契約期間中に実施した業務について、下記の報告書を提出すること。

- (1) 警備月報
 - ①記載事項 期間中の毎日の警備状況
 - ②提出時期 当該月の翌月の5日まで
- (2) 異常事態発生報告書
 - ①記載事項：異常事態発生通報の原因
 - ②提出時期：異常事態発生通報があった都度
- (3) 事故報告書
 - ①記載事項：事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他必要事項
 - ②提出時期：事故発生後速やかに
- (4) 発注者が必要と認めた時は、委託業務の実施状況に関する資料を提出すること。

10. 損害の補償及び免責事項

- (1) 補償事項

- ①契約期間中に受注者の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者が補償すること。
- ②業務時間中に、受注者が派遣する警備員が被った被害は、受注者が補償すること。

（２）免責事項

- ①市の瑕疵によるもの
- ②受注者の責に負わない一般回線の不通によるもの
- ③天災地変その他不可抗力によるもの

但し、その損害の発生が発注者の過失行為または行為による場合はこの限りでない。

１１．業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項を十分に遵守すること。

- （１）本書は、業務の概要を示すものであって、本書に記載されていない事項であっても、現場状況に応じ警備上必要と認められる業務及び市が必要と認め指示した業務については、誠意をもって実施すること。
- （２）善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- （３）業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- （４）警備員は、受注者の指定する制服を着用すること。
- （５）警備業法、同法施行規則及び滋賀県公安委員会規則に規定する事項を遵守すること。
- （６）委託業務開始にあたり当該施設職員に対し、警備システムの取り扱い説明を行うこと。

１２．特記事項

- （１）警備機器の設置に際しては、現行の警備業務受注者と作業工程等の調整を必ず実施し、警備システムを円滑に移行すること。
- （２）機械警備システムの誤操作等を防止するため、施設関係者に操作方法を説明すること。
- （３）この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- （４）前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に請求することができる。

